【緊急通行車両】

法 令	車両の用途欄の記載(該当するいずれかの記載が必要)
災害対策基本法施行令	災対法: (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (8) 緊急輸送の確保に関する事項 (9) (1)から(8)に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
原子力災害対策特別措置法施行令	
武力攻撃事態等 における国民の 保護のための措 置に関する法律 施行令	(1) 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置(2) 施設及び設備の応急の復旧に関する措置